

産業建設委員会 会議録

日 時 平成30年12月12日（水曜日）
午後1時00分開催，午後2時30分閉会
場 所 第4委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

（1）付託された議案の審査

- ア 議案第85号 土浦市手数料条例の一部改正について
- イ 議案第87号 りんりんポート土浦条例の制定について
- ウ 議案第87号 市道の路線の認定について
- エ 議案第88号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第4回）～歳出中
第5款（農林水産業費）、第6款（商工費）、第7款（土木
費）、第2表繰越明許費ただし第2款（総務費）を除く、第
3表債務負担行為補正中（土浦市勤労者総合福祉センター
指定管理者指定管理料）
- オ 議案第92号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第3
回）
- カ 議案第93号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2回）
- キ 議案第94号 平成30年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）
- ク 議案第101号 土浦市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定
について
- ケ 議案第102号 市道の路線の認定について
- コ 議案第103号 市道の路線の変更について

（2）報告事項

- ア 入札案件について
- イ 工事発注状況報告について

（3）その他

- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（８名）

委員長	小坂	博
副委員長	勝田	達也
委員	内田	卓男
委員	川原場	明朗
委員	寺内	充
委員	矢口	清
委員	吉田	千鶴子
委員	柴原	伊一郎

欠席委員（１名）竹内 裕

説明のため出席した者（１２名）

都市産業部長	塚本	隆行
建設部長	柴沼	正弘
商工観光課長	皆藤	秀宏
農林水産課長	室町	和徳
都市計画課長	佐々木	啓
建築指導課長	坂本	憲一
道路課長	和田	利昭
住宅営繕課長	櫻井	良哉
下水道課	岡田	美徳
公園街路課長	岡田	良一
水道課長	小林	正典
農業委員会事務局	矢口	勉

傍聴者 １名

○小坂委員長 只今から産業建設委員会を開催いたします。それでは早速、協議事項に入ります。付託議案の審査につきまして、始めに、議案第85号土浦市手数料条例の一部改正について、執行部より説明をお願いいたします。

○坂本建築指導課長 議案書No.1の31ページをお開き下さい。議案第85号土浦市手数料条例の一部改正について、同じく議案書33ページをお願いいたします。今回の改正につきましては大きく2点程ございます。まず、1点目ですが、上段の枠内改正の背景といたしまして、建築基準法第43条第2項第1号については、接道規制について建築するにあたって、審査会の同意を得て、許可の対象としていたものの内、一定の基準を満たせば特定行政庁が認定できるようになり、建築審査会の同意を不要とする手続きの合理化を図ったものでございます。それでは、条例改正の内容でございますが、33ページの上から5行目ですけれども、別表第7の2の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改めるものでございます。そして、同項を同表2の2の項とし、同表1の項の次に、次の1項を加えます。これを新たに、接道規制で一定の基準に適合するものについては、認定できるものとなり、申請手数料を27,000円とするものでございます。中段の審査会に諮ったものにつきましては、従来どおり手数料を33,000円となっております。続きまして、2点目、下段の枠内の26の2の項をご覧下さい。建築基準法第85条第6項の背景でございますが、これは、東京オリンピック、パラリンピック、競技大会では、プレ大会を含め、2年から3年前までの期間、仮設、観客施設等を設ける必要が出てきたため、仮設建築物の使用期間を、1年を超える場合の許可制度を新たに設けるものでございます。これに伴いまして、条例改正の内容でございますが、中段をご覧下さい。別表第7の26の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に用語を改めます。そして、同項の次に、次の1項を、加えるものとなります。これを、26の2項については、新設されるもので、1年を超えて使用する、仮設興行場等に係る手数料を1件につき、16万円と設けるものでございます。従来の10年未満のものにつきましては、12万円のまま継続されるものでございます。最後に付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとなります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第85号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は、原案どおり決しました。次に、議案第87号りんりんポート土浦条例の制定について、執行部より説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 資料については、同じく議案書のNo.1の39ページをお願いいたします。こちらは、現在、川口二丁目の市有地におきまして整備を進めております土

浦港周辺広域交流拠点。名称につきましては、先日、「りんりんポート土浦」と選定されたところでございますが、こちらの条例の制定でございます。41ページをお願いいたします。条例の内容でございますが、まず、第1条と第2条では、趣旨と設置につきまして定めさせていただいたものでございまして、その下、第3条では、りんりんポートには、施設として休憩施設を始めいたします、4つの施設で、その下の第2項により休憩施設の内、多目的施設ですとか、シャワー室につきましては、有料とする旨、明記したものでございます。1つ飛びまして、第5条では、この施設の休業日といたしましては、年末年始のみ休業することを定めまして、次の42ページをお願いいたします。一番上の第6条でございます。開業時間としては、午前9時から午後6時としたものでございます。その下の第7条、行為の許可といたしましては、物品の販売などを行おうとする方は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならないという形の行為許可の部分でございます。その下の第8条では先程ご説明いたしました、有料施設であります、多目的室やシャワー室の利用をする際の許可について定めたものでございます。駆け足で申し訳ございません。次の43ページをお願いいたします。第11条の使用料でございますが、こちらは、物品の販売などを行おうとする行為許可者ですとか、有料施設であります、多目的室やシャワー室の利用者に関する使用料について、定めさせていただいたものでございます。その下の第12条でございますが、こちらにつきましては、官公署またはこれに類する団体が主催する行事のために利用する時などにおいては、この使用料の減額また免除をする旨、定めてものでございます。その下、第13条でございますが、次のページの44ページをお願いいたします。第18条にかけましては、禁止行為や行為許可等を受けた者の義務などや、施設等設置管理条例などを制定する場合に一般的に定める内容を、規定した内容でございます。次に、46ページ、47ページをお願いいたします。こちらは、別表第1と別表第2を付けさせていただいております。先程もご説明させていただきましたが、こちらは、物品の販売などを行う行為許可者や有料施設を利用する方の使用料について、こちらに明記したものでございます。基本的に、都市公園条例の料金に準じつつ、類似施設を参考に設定したものでございます。説明につきましては以上となります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第87号りんりんポート土浦条例の制定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は、原案どおり決しました。次に、議案第88号平成30年度土浦市一般会計補正予算（第4回）～歳出中 第5款（農林水産業費）、第6款（商工費）、第7款（土木費）、第2表繰越明許費ただし第2款（総務費）を除く、第3表債務負担行為補正中（土浦市勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料）について、執行部より説明をお願いいたします。

○矢口農業委員会事務局長 議案書No.1の66ページをお願いいたします。5款農林水

産業費，１項農業費，１目農業委員会費につきましては，人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の増額補正でございます。よろしくお願いいたします。

○室町農林水産課長 同じく，下の欄，２目農業総務費について，ご説明させていただきます。こちらは主に農林水産課及び農業公社の人件費となっており，２節給料，３節職員手当等，４節共済費を減額補正するものでございます。補正理由は，人事異動に伴い，低給与者が異動したこと。また，１０月から所属職員１名が育児休業に入ったことによる，給料・職員手当等，並びに共済費の減額補正をするものでございます。次に，８目農地費でございます。こちらは，かんがい排水事業におきまして，平成３０年度国庫補助金が追加交付されたことに伴いまして，平成３１年度事業を前倒しして実施するために増額補正をお願いするもので，常名地区の排水路の機能を回復することを目的に実施されます，常名第３地区排水路の整備に関わる，委託料の増額補正となります。私の方からは以上です。

○皆藤商工観光課課長 議案書№１の６７ページをお願いいたします。６款商工費でございます。１目商工総務費でございます。こちらにつきましては，商工観光課職員または，観光協会の派遣職員についての人件費でございます。今回の補正理由でございますが，人事異動に伴う，人件費の減額補正するものでございます。続きまして，２目商工業振興費でございます。こちらにつきましては，勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定管理料でございます。こちらにつきましては，産業文化事業団の方に，指定管理をお願いしているところですが，事業団職員の人事異動に伴いまして，指定管理料の人件費について増額補正をお願いするものでございます。続きまして，勤労青少年ホームの運営費，４目でございます。こちらにつきましては，今回の補正でございますけれども，人事異動に伴います人件費について，増額補正をお願いするものでございます。続きまして，５目観光費でございます。こちらにつきましては，補助金の産業文化事業団本部運営補助金でございます。こちらにつきましては，運営本部の人件費についてをお願いするものでございます。補正の理由といたしましては産業文化事業団での人事異動に伴います，増額補正をお願いするものでございます。また，こちら２目の商工業振興費，先程ご説明させていただきました，勤労者総合福祉センターの指定管理者指定管理料，また，観光費，産業文化事業団本部運営費補助金につきましては，産業文化事業団の各事業での相殺をしているものでありまして，市の方の一般財源から新たに繰入をするというものではございませんので，よろしくお願いいたします。続きまして，５４ページの方をお願いいたします。こちらは，第３表の債務負担行為でございます。表の一番下の，土浦市勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料につきましては，土浦市勤労者総合福祉センターの債務負担行為に伴います補正のお願いをするものでございます。現在，勤労者総合福祉センターにつきましては，産業文化事業団の方が指定管理者として，施設運営を行っておりますが，来年の３月３１日を持ちまして，指定期間が満了となりますことから，平成３１年の４月１日から，円滑な業務運営を確保するためということで，債務負担行為を設定いたしまして，指定管理期間及び限度額を定めようというものでございます。まず，期間につきましては，平成３１年度から，平成３５

年度までの５年間。また、限度額につきましては、５年間で、１億６、８８２万５、０００円でございます。説明は以上でございます。

○櫻井住宅営繕課長 同じく、議案書６７ページをお願いいたします。７款土木費１目土木総務費でございます。こちらは、人事異動により、給与等の補正であります。説明の方は以上でございます。

○和田道路課長 同じく６８ページの上の表をご覧ください。７款土木費、２項道路橋梁費の補正でございます。１目道路橋梁総務費の補正内容につきましては、人事異動に伴う人員の増減。１名減に伴いまして、給料及び職員手当、共済費の小計が減額となるものでございます。また、３目道路新設改良費につきましては、こちらも人事異動者の給料手当の方を当初見込みに対しまして、増となりますことから、以降、総額としまして、道路橋梁費の、増額補正をするものでございます。下の表をお願いいたします。７款土木費、３項河川費の補正でございます。１目河川総務費につきましても、人事異動に伴う給料、共済費などの手当での増額により、補正減となるものでございます。また３目排水路整備事業費は、下水道課分の人件費でございますが、人事異動者の給料や手当など増となりますことから、３項河川費の補正額の計といたしましては、増額補正をお願いするものでございます。道路課からは以上でございます。

○佐々木都市計画課長 資料６９ページをお願いいたします。７款土木費、４項都市計画費、１目都市計画総務費でございますが、こちらにつきましては、人事異動に伴う補正の減によりまして、下水道特別会計の繰出金の減となったものでございます。説明につきましては以上でございます。

○坂本建築指導課長 続きまして下の欄、３目建築指導費でございます。２、３、４節につきましては人事異動に伴います人件費の減額補正でございます。１３節指定道路台帳策定委託料につきましては、現在、進めております平成２５年度までの道路種別情報といたしまして、インターネット及び庁内地図情報システムに公開すべく作業を行っておりますが、サービスの向上、業務の効率化を図ることを目的に、今回、その後の２６年度から３０年度までの道路情報についても、早期に公開し、なお一層のサービス向上並びに業務の効率化を図れるよう事業を前倒しに、実施するために、増額補正をお願いするものでございます。以上です。

○岡田公園街路課長 同じく６９ページ真ん中、５目常名虫掛線街路事業につきましては、人事異動に伴います、人件費の増額をお願いするものでございます。下段８目、田村沖宿線延伸道路整備事業費につきましても、人事異動に伴う人件費等の減額補正をお願いするものでございます。１１目公園費でございますが、１３節委託料、１５節工事請負費でございますけれども、増額補正をお願いするものでございます。補正の理由でございますが、市内２７２の公園等の内、コンクリートブロック塀が設置されている、３４公園につきまして、安全性を建築基準法に基づき確認した結果、不適合及び不明なブロック塀がある２公園にきまして、適合調査の委託及び修繕工事の必要性が生じたことから、増額補正をお願いするものでございます。続きまして１２目霞ヶ浦総合公園整備事業費でございますが、管理を委託しております産業文化事業団の人事異動に伴いま

す委託料の減額補正をお願いするものでございます。私からの説明は、以上でございます。

○櫻井住宅営繕課長 70ページをお願いいたします。7款土木費、1目住宅管理費こちらは、人事院勧告に伴う補正の増とコンクリートブロック塀の安全性を建築基準法に基づき、確認した結果、適合及び不明なブロック塀について、調査するものでございます。場所につきましては、調査物件につきましては、中高津団地、修繕する箇所につきましては、都和団地でございます。説明については以上でございます。

○室町農林水産課長 53ページにお戻りください。第2表繰越明許費でございます。5款1項事業名「一般地帯土地改良事業」でございます。先程、補正予算についてご説明させて頂きましたが、かんがい排水整備事業について、平成31年度事業を前倒しして実施するため、常名第3地区工事において、必要な工事期間の確保が困難であるために、繰越をお願いするもので、委託料及び工事請負費分となっております。私からの説明は、以上となります。

○坂本建築指導課長 同じく53ページの一番下段の7款土木費、4項の都市計画費、指定道路台帳整備事業でございますが、これも、先程、補正の方でご説明しましたとおり、平成30年度中に事業の方の完了が見込めないため、次年度に繰越をするものでございます。よろしくをお願いいたします。以上です。

○和田道路課長 同じく53ページ、7款土木費、第2項道路橋梁費の橋梁長寿命化修繕事業の明許繰越でございます。事業内容としましては、本年度、2カ年計画事業としてJR東日本との協定により実施しております、常磐線3号橋、通称、二番橋・外1橋の架け替え工事に伴う概略設計でございます。今回、お願いいたします繰越措置でございますが、JRの設計工程におきまして、関係機関との調整などに期間を要したことによりまして、年度内での完了が困難との申し出がありましたことから、平成30年度分の協定額3,715万2千円の内、330万円を31年度へ繰越するものでございます。道路課の方からは以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第88号平成30年度土浦市一般会計補正予算（第4回）～歳出中第5款（農林水産業費）、第6款（商工費）、第7款（土木費）、第2表繰越明許費ただし第2款（総務費）を除く、第3表債務負担行為補正中（土浦市勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料）は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は、原案どおり決しました。次に…。

○内田委員 産業文化事業団、簡単に言えば下請け。下請け的なものは、常任委員会には、入れないということになったんだよな。その辺を説明してやってくれないか。いつの時点から変わったのか。

○柴沼建設部長 年度当初の6月の委員会からだと思います。いわゆる外郭団体となっておりまして、この委員会には入れないということになっております。

○寺内委員 外郭団体についてのことで、担当部長に聞いても分からないのでは、質問にならないので、できれば、そういう時には入ってもらえれば良いと思いますが。

○小坂委員長 呼んでもらった方が良いということですか。

○寺内委員 所管部長が分からない時に、入ってもらった方が良いのでは。

○内田委員 参考人として呼ぶ場合には、議員として、本委員会の方に出てほしい時には、きちんとした形でないとこれからは呼び出すことはできない。

○寺内委員 今までは、委員会にいたから、良いと思って。

○小坂委員長 原則としては、正式にお呼びしない限りは、入れないということで、良いですね。

(「はい」という声あり)

○小坂委員長 必要な時には、事前をお願いいたします。それでは、次に、議案第92号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第3回)について執行部より説明をお願いいたします。

○岡田下水道課長 議案書No.2, 115ページをお開き願います。歳入, 歳出の総額から歳入, 歳出それぞれ, 1, 396万円を減額して, 歳入, 歳出の総額をそれぞれ, 48億1千694万9, 000円とするものでございます。詳細について, ご説明させていただきます。121ページをお願いいたします。下水道管理費の1目下水道総務費及び下水道維持費につきましては, 人事異動に伴う, 人件費の減額補正をお願いするのでございます。次に, 下水道建設費の公共下水道整備事業費につきましても人事異動に伴う人件費の減額補正をお願いするものでございます。下水道課からは, 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小坂委員長 ただ今の説明について, 何かご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第92号平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第3回)は, 原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって, 議案第92号は, 原案どおり決しました。次に, 議案第93号平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)について, 執行部の方より説明をお願いいたします。

○岡田下水道課長 同じく, 125ページをお願いいたします。第2回補正につきましては, 債務負担行為の設定するものでございます。126ページをお願いいたします。農業集落排水施設使用料徴収業務委託につきまして, 平成31年度から, 徴収業務を委託するにあたり, 引き落としをお願いしている金融機関との調整や使用者への周知期間が必要なことから, 年度内契約が必要となるため, 債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間は, 平成30年度から平成31年度まで, 限度額は, 323万3, 000円でございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明について、何かご質疑はございますか。

○内田委員 農業集落排水というのは、水道、下水、一般の場合には、第一環境が検針しているの。これは、どういう形で徴収しているの。

○岡田下水道課長 農業集落排水の使用料につきましては、今まで、茨城計算センターのシステムを利用しまして、職員が直接計算をしまして、納入通知書の送付及び領収にあたりましての消し込み等の事務を行っておりました。以上です。

○内田委員 それ、説明しなければ駄目だっぺ。金融機関と一言で。そういうことじゃないの。なあ部長。

○柴沼建設部長 そういうことであります。

○小坂委員長 よろしいですか。

○内田委員 はい。

○小坂委員長 他にございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第93号平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案どおり決しました。次に、議案第94号平成30年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）について、執行部の方から説明をお願いいたします。

○小林水道課長 同じく、129ページをお願いいたします。今回の補正は、本年4月の人事異動及び人事院勧告に準拠した人件費の補正で、水道事業費用347万5,000円の減、資本的支出173万1,000円の減、合計520万6,000円の減額をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明について、何かご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第94号平成30年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は、原案どおり決しました。次に、議案第101号土浦市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について執行部から説明をお願いいたします。

○皆藤商工観光課課長 引き続き、議案書No.2の159ページをお願いいたします。この施設につきましては、先程も、債務負担行為の時にお話させていただきましたが、産業文化事業団の方が指定管理をしてございます。こちらの指定期間が、平成31年3月31日を持ちまして満了となりますことから、平成31年4月よりスムーズな業務に着手するため、指定管理者の指定について、議案の議決をお願いするものでございます。指定管理者の指定につきましては、現在の施設の利用状況等、または、決算状況等に総

合的に判断した結果ですが、施設の維持管理、または、サービス等向上が見込まれると判断したことから、一般社団法人土浦市産業文化事業団に、引き続き、指定管理者としての指定をするものでございます。指定管理の期間につきましては、勤労者総合福祉センター条例第15条1項の規定に基づきまして、その期間、5年間といたしまして、平成31年4月1日から平成36年3月31日までということでございます。説明につきましては以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明について、何かご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第101号土浦市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は、原案どおり決しました。次に、議案第102号市道の路線の認定について執行部から説明をお願いいたします。

○和田道路課長 同じく、議案書の162ページをお願いいたします。市道認定をお願いする10路線につきまして、163ページの市道路線の認定調書をお願いします。市道の認定路線につきまして、上段に記載しております、神立中央五丁目20号線から、下段に記載の荒川沖東二丁目26号線までの10路線につきまして、順を追ってご説明させていただきます。165ページをお願いします。神立中央五丁目20号線の認定でございます。こちらの認定路線は、神立消防署の北側に位置する箇所でございますが、株式会社ノーブルホームの開発行為に伴いまして、開発面積1,970.04平方メートル、7区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートル、延長70.30メートルの市道を新設するものでございます。こちらの路線は、終点が行き止りのため、回転広場が設けられた路線でございます。続きまして、東中貫62, 63, 64, 65号線につきまして、167ページをお願いします。こちらの開発箇所は、板谷7丁目地内で主要地方道土浦笠間線の東側に位置する箇所でございます。以前まで東山団地（日立電線東山アパート）のあった箇所でございます。こちらの62から65号線までの4路線でございますが、株式会社朝日コーポレーションの開発行為によりまして、25,674.37平方メートル、全体の区画数が88区画の宅地分譲予定地内に幅員が6.0メートル、4路線の総延長としまして、772.16メートルの市道を新設するものでございます。続きまして、板谷70号線につきまして、169ページをお願いします。板谷70号線は、国道6号バイパス西側の板谷4丁目地内に位置する箇所でございますが、日本都市開発株式会社の開発行為に伴いまして、3,720.06平方メートル、13区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートル、延長111.03メートルの市道を新設するものでございます。続きまして、神立311号線につきまして、171ページをお願いします。神立311号線は、市道Ⅰ級18号線、通称、国体道路の東側、神立町地内におきまして、株式会社アーネストワンの開発行為により、2,403.17平方メートル、10区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートル、延長66.66メートルの市道

を新設するものでございますが、こちらの路線は終点が行き止まりとなりますことから、回転広場が設けられております。続きまして、真鍋二丁目9号線及び真鍋二丁目10号線につきまして、173ページをお願いします。真鍋二丁目9号線及び10号線につきましては、国道125号の西側で、新川の北側に位置する箇所でございます。こちらの2つの路線は、共に株式会社ノーブルホームの開発行為に伴いまして、市道を新設するものでございます。真鍋二丁目9号線の概要でございますが、開発面積1,313.29平方メートル、5区画の開発区域内に幅員6.0メートル、延長59.15メートルの市道を新設するものでございます。また、真鍋二丁目10号線につきましては、1,543.32平方メートル、6区画の開発区域内に幅員6.0メートル、延長40.99メートルの市道を新設するものでございます。なお、2路線共に終点が行き止りのため、各々、回転広場が設けられております。続きまして、荒川沖東二丁目26号線につきまして、175ページをお願いします。175ページの位置図、中央付近の大きな交差点は、荒川沖駅東口からの道路と主要地方道土浦稲敷線との交差点箇所でございますが、認定路線につきましては、土浦稲敷線の東側で阿見町との行政界付近の箇所でございます。こちらの路線は、ミサワホーム不動産株式会社の開発行為に伴いまして、3,824.75平方メートル、14区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートル、延長79.06メートルの市道を新設するものでございますが、こちらの路線につきましても、終点に回転広場が設けられた路線でございます。以上の10路線につきまして、市道認定をお願いするものでございます。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明について、何かご質疑はございますか。

○寺内委員 和田課長、市道として寄付していただく時のU字溝は、グレーチングじゃなくて、普通のコンクリート製の蓋なの。というのは、コンクリート製だと盗まれないけれども、グレーチングだと盗まれて大変な思いをしていると思う。土浦市の方で、市道として認定し、受け入れた時点で土浦市で管理しなければならない訳だから、寄付してもらう以上は、お願いしながら寄付してもらえば、一番有難いと思うの。これは、要望で良いから。

○和田道路課長 開発行為の協議の中で、土浦市の方で、道路改良工事をやる場合ですけども、一般的に10メートルに1カ所グレーチングの蓋を排水の関係で、設置していただいております。同じような指導をさせていただきたいと思いますので、今後も協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○寺内委員 なるべく取られないようにやってくれよ。

○和田道路課長 はい。

○小坂委員長 今の件はよろしいですか。

○寺内委員 はい。

○内田委員 市道になれない道路、土浦市全域にあると思うんですよ。その行き止まりの道路の沿線関係の利用者が30戸、50戸とかあるはずですよ。その時に、回転広場を作れば、市道に認定されるという事例があるんだよ。ただし、それは私有地でしょ。例えば、行った先に8台分位駐車場を持っている人がいた時に、寄付してくれば良い

よ。しかし、私有権のあるものを周りの人は言えないよね。その転回分は役所で負担する事例は当然無いと思うけれども、その辺どうなの。たったそれだけのことで、市道に認定されないということではなくて、市道に認定できない案件がいっぱいあるんですよ。例えば、無整備で、4戸、5戸など、ケースバイケースでは言ってません。ある程度30戸、40戸とか、ある程度、戸数がある場合には、その転回の部分については、ある程度市で、何とかするとか、そういう中で援助できないかという話しなんだよ。分かっていた。言わんとすることを。

○柴沼建設部長 市道の帰属については、まず通り抜けできる。通り抜けできないところは、戻って来れるように回転広場を作りましょうと。それにプラス、道幅の問題。4メートル以上あると、あと、排水の問題、雨水を処理できるなど、色々と条件があります。今、内田委員がおっしゃったように、規模的に30戸、40戸ある住宅で、それなりの道があって、その先の場所があるけれども、規格に当てはまらないといったところは存在しております。そういった場合には、個々に協議させていただいて、その市道になる、ならないと言ったならば、現実にはなりませんけれども、では、なる方法はどんなものがあるのか、個々に打ち合わせをさせていただければと考えております。現状では、市道にはならないということが、答えとなっております。以上です。

○内田委員 個々に相談をさせていただきます。

○柴沼建設部長 はい。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第102号市道の路線の認定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案どおり決しました。次に、議案第103号市道の路線の変更について執行部から説明をお願いいたします。

○和田道路課長 同じく議案No.2、177ページをお願いいたします。市道路線の変更3路線につきましてお願いするものでございます。179ページの市道路線の変更調書をお願いいたします。認定の変更につきまして3路線でございます。始めに、新治中632号線の市道路線の変更につきまして、181ページをお願いいたします。この路線は、大畑地内、新治ショッピングセンターさんあびおの北側に位置いたします、延長914.67メートル、幅員につきましては、狭い箇所約2.00メートル、それから、広い箇所4.10メートルの公図幅員のある認定路線でございます。新治中632号線は、株式会社丸和石油のスタンド開設に伴った開発行為により、新設区間の幅員6.0メートル道路と既存の市道区間との交換により、路線を付け替えるものでございます。続きまして、2番目の小松三丁目6号線及び3番目の小松三丁目7号線の路線変更につきまして、183ページをお願いいたします。この路線は、千鳥ヶ池や小松町公民館の北側に位置する2路線でございますが、7号線の縦に表示しました点線区間の約60メ

ートルは、現在、未供用区間でございます。また、右側、縦の実線区間約60メートルは、現在、公の道路でございますが、市道認定がされていない区間でございます。この度の認定変更につきましては、7号線縦の未供用、点線の区間を右側の道路へ付け替える認定変更でございます。また、大変恐縮でございましたが、事前委員会の際に、竹内委員、内田委員から6号線の一部が建物の上を通過しているとのことご指摘がございましたので、原因の方をご報告させていただきます。小松三丁目6号線は、認定当時より未供用路線のため、古い道路台帳には暫定の線が表示されており、現在の道路台帳システムに転記する際に、一部、公道部分から外れた位置に表示してしまったものでございます。今回、委員からご指摘をいただいたきまして確認することができましたので、今年度の台帳補正の際に、併せて修正させていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。道路課からの説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明について、何かご質疑はございますか。

○柴原委員 市道新治中632号線の道路幅員は何メートルか。

○和田道路課長 開発区域内では、6メートルでございます。

○小坂委員長 よろしいですか。

○柴原委員 はい。

○内田委員 さっきのもう1回聞きたいんだけど、小松三丁目6号線。カーブのところの家、路線に入っているって言ったよね。現在もここに建築物がある訳。

○和田道路課長 現地を確認したところ、建物はございまして、実際に建物よりも東側に公道があり、本来ならばそちらが認定路線だったはずなんですけれども…。暫定区間ということで、認定路線図がずれておりましたので、そちらを今回修正させていただきたいと思います。

○内田委員 だから、外側になるということ。

○和田道路課長 はい。

○内田委員 結局、被らないということ。

○和田道路課長 被りません。

○内田委員 地図が間違っているということ。

○和田道路課長 過ちがあったので、修正させていただきます。

○内田委員 ということは、この地図の線が間違っているということ。

○和田道路課長 実際の道路台帳は、線が被った線になっておりましたが…。

○内田委員 修正は良いんだけど、このゼンリンの地図だか分からないけれど、とりあえず、実線も破線も被っているんでしょ。その関係はどっち。結局、この線引きが間違っているということなの。

○和田道路課長 この位置で、今の台帳では引かれてしまっております。

○内田委員 今度、新しいのも被っちゃうということになるよな。実際、家の上に乗っかっているんだろ。

○柴沼建設部長 183ページの図面見ていただきますと、小松三丁目6号線と四角く囲ってありますけれども、囲った左端の下に薄く黒く道路がありますが、これが現況の

道路がございまして、議案提出用に作った図面がですね、その道路台帳用に作っている図面のとおり、地図に落とし込んだため、言われるように、住宅の上を通過するような道路になっております。それで、軸の位置と点線の位置が、場所が点線の位置にずれるのではなくて、同じ場所なんですけれども、今回、混乱を招いてしまいました。起終点の変更、いわゆる小松三丁目6号線は、真ん中の辺りに黒い丸から右側の矢印のところの突端のところに向かっていく道路に変更するものでありまして、それまでは、ちょっと左に真ん中のところに、黒丸、点が2つ並んでいると思うんですが、小松三丁目7号線と書いてある右上に、建物の形があり、その右側に黒い丸があると思いますが、これが、現状の小松三丁目6号線の起点でございました。今回、小松三丁目7号線の道路が実線のような形で、更に右側の方に迂回しているような道路となりましたことから、この下部の部分を小松三丁目6号線の起点をずらすことによって、この丸が並んでいる3つ目の一番右のところに小松三丁目6号線の起点が来るというようなことをお示したかった図面で、実際に点々が破線となっているところが道路ということではなくて、あくまでも、この実線上のところが、道路台帳の方で言われている道路となっている場所となりますので、現実的には、そこではなく、小松三丁目6号線と書いてある箱の下に薄く塗られた現道がございました。そちらの形へ図面の方は直すというようなことで、議案の図面についてはこちらになってしまったんですが、あくまで起終点の変更ということで、イメージ図としてみていただければと。申し訳ございません。

○内田委員 現実には、この薄く3つ丸がある方、ここを通るんだよと。この実線が間違ってますよと理解していいの。

○柴沼建設部長 実線の位置が間違っていたということです。

○内田委員 そういうことだよな。この実線が間違っているということだよな。それで議案を通しちゃうの。

○柴沼建設部長 いや。起終点の問題です。すみません。申し訳ございません。

○小坂委員長 修正して下さい。

○柴沼建設部長 申し訳ございません。

○小坂委員長 次回の委員会の時に出していただくということでお願いします。他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第103号市道の路線の変更については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は、原案どおり決しました。次に、報告事項に入ります。アの入札案件について、道路課から順次説明願います。

○和田道路課長 別添資料1入札案件につきまして、お願いいたします。道路課の案件につきましては、3件でございます。1ページをお願いいたします。土浦高架道伸縮装置補修工事でございます。位置図に示しました高架道のジョイント部分、4箇所の補修

工事を実施するものでございます。工事延長の36.1メートルにつきましては、4箇所分の補修工事でございます。続きまして、2ページをお願いします。市道Ⅰ級18号線舗装打ち換え工事でございます。この工事箇所は、神立町地内の国体道路でございます。工事延長250メートル区間につきまして、舗装の表面を削り取り、舗装の打ち換えをする工事でございます。工事の幅員につきまして、南側区間は片側車道を施工するものでございまして、施工幅員が3.8メートル。また、北側につきましては、車道両側の約8.0メートルを実施するものでございまして、施工面積としましては、1,610平方メートルを実施する予定でございます。続きまして、3ページをお願いいたします。市道中高津一丁目1号線改良工事でございます。この場所は、中高津一丁目地内でございますが、この工事延長80メートル区間につきまして、現況幅員、約1.8メートルから3.6メートルの道路を4.0メートル道路に拡幅改良する工事でございます。道路課からは以上でございます。

○岡田下水道課長 同じく資料の4ページをお願いいたします。国補公下第7号荒川沖第二処理分区公共下水道（污水）工事でございます。工事延長につきましては、383.30メートルの污水管布設工事でございます。この案件につきましては、11月8日の一般競争入札で不調となった案件でございます。国道6号への管きょ布設工事で、工事施工中、片側交互通行等の規制ができない中での施工であります。また、一部、掘削の深さが4メートルと深くなりましたことから、安全管理費等を見直しまして、再度入札に掛けるものでございます。5ページをお願いいたします。市単公下委第7号小岩田処理分区公共下水道（污水）整備に伴う基礎調査委託でございます。委託延長は、120.00メートルでございます。6ページをお願いいたします。市単水路委第1号小松一丁目地内小規模排水路測量及び実施設計委託でございます。委託延長は100.00メートルでございます。7ページをお願いいたします。市単公下維（工）第90号自動採水器設置工事でございます。公共下水道合流地区の亀城ポンプ場及び桜川ポンプ場の降雨時の合流水の状況を調査し、公共用水域の水質保全を図るため、採水器の設置を行うものでございます。下水道課からは以上でございます。

○岡田公園街路課長 同じく資料の8ページをお願いいたします。工事件名市道Ⅰ級42号線区画線設置工事でございます。工事内容でございますが、市道Ⅰ級13号線から都市計画道路中貫白鳥線までの現在舗装工事が完了している部分の外側線、1,812メートルと合わせまして、自転車専用通行帯のブルーのライン2,170メートルの区画線設置工事でございます。9ページをお願いいたします。工事件名都市計画道路常名虫掛線道路改良工事（第6工区）でございます。斜めの路線の内2箇所の部分の発注でございます。工事延長は109メートルでございます。内容といたしましては、法面工451平方メートル、排水工444メートル、その他仮設工となっております。次の10ページをお願いいたします。委託になります。委託件名都市計画道路常名虫掛線地質調査業務委託でございます。現在行われている道路第2工事分の流末排水路となるところの地質調査を先行して実施するものであり、委託延長が1,200メートル、主な委託概要につきましては、ボーリングが50メートル、ボーリングと同じような調査のサ

ウンディングが40メートルなどを委託するものでございます。11ページをお願いいたします。工事件名が霞ヶ浦総合公園風車等濾過施設取水口修繕工事でございます。位置図の施工箇所丸の部分ですが、水生植物園にあります、水車等の水源である霞ヶ浦から汲み上げている取水口になります。現在、木製の板、木製の杭で囲って、取水口を作っておりますが、劣化が激しいことから、コンクリート板に布設替えする工事でございます。公園からは以上でございます。

○**小林水道課長** 同じ別添資料1、12ページをお願いいたします。9月に補正いただきました旧右廻配水場の解体工事でございます。工事期間は、平成31年8月末まででございます。13ページをお願いいたします。中村簡易水道区域の配水管整備のための実施設計でございます。工事は4工区に分けて、平成31年度から平成34年度の4カ年で実施する予定でございますが、今回は2カ年度分の実施設計を実施するものでございます。13ページが1工区でございます。14ページをお願いいたします。同じく2工区の実施設計でございます。延長が長いので2工区に分けて発注するものでございます。なお、中村簡易水道区域につきましては、現在、市の給水区域に編入するため、厚労省へ認可変更の申請を行っているところでございます。説明は以上でございます。

○**小坂委員長** ただ今の説明について、何かご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○**内田委員** 簡易水道というのは、自治会、任意団体と言う形で経営をしていたんですよ。要するに市の水道ではなかったんだよね。ということは、売り上げが増える訳ですよ。現在は何人。何世帯。

○**小林水道課長** 全部完成して管理をすれば、488世帯。約500世帯となります。

○**内田委員** 将来的にもこの簡易水道は、約500世帯で賄っていた訳だね。そこで、委員長。500世帯分が売り上げ増えちゃうってことだよ。また、利益が出ちゃうよ。

○**小坂委員長** 良いことです。説明の方はよろしいですか。

○**内田委員** はい。

○**寺内委員** 高架道のところの工事なんだけど、これちょうど、つなぎ目のところの工事をやってくれるって言ってたけれども。ちょうど、16ページより広場の方なんだけど、あそこにエスカレータがあると思うんだけど、そのところ、本来ならば、高架道のところは傘を差さなくても良いところを雨が降るとじゃあじゃあと上から水が落ちて来て大変なんだよ。だから、工事をやる時には、そういうところも徹底して、水が落ちて来ないようにしてくれる。

○**和田道路課長** こちらの作業をする前には、点検を行いますので、その辺りを確認させていただきたいと思います。

○**寺内委員** 雨が強い時じゃなければ駄目だからな。通行する人に言われるから。そのところだけお願いしますね。

○**小坂委員長** その通りです。

○**内田委員** この工事、何だか分からないんだけど、稼働伸縮装置っていうのは、何だか分からないんだけど。

○和田道路課長 橋と橋の継ぎ目のところなんですけれども。そこは、結局、稼働するような形で、完全に固定はされていないんですけれども。そこが老朽化によって、壊れている箇所が出てきてますので、それを作り直す、補修する工事でございます。

○内田委員 ジョイント部分が、例えば、ゴムでできているとか、油圧でできているとか、分からないので聞いているの。

○柴沼建設部長 橋と橋のジョイント部分ですけれども、金属でできているものもあれば、ゴム製のものもあるんですけれども、このジョイントジョイントによって、取り替えるような形で、段差で、車を通行中に、継ぎ目のところで音を拾うようになってくると思いますので、そのジョイント部分が摩耗してきますので、その部分がちゃんと機能を果たさないと、沿線の住民の方に、振動の面でご迷惑を掛けておりますので、そういったものを解消する意味で、古くなったものから順次交換をしていくという内容でございます。

○小坂委員長 よろしいですか。

○内田委員 はい。

○小坂委員長 その他何かございますか。

○寺内委員 その他で言おうと思っていただけけれど、下水道課長。前の宮本課長の時だよな、頼んであったの。板谷のところで、業者が民地のところで下水道につないでしまっ、民地のところに公共の下水道が入っていることになっちゃたのよ。それを切りまわりしてもらわないとその民地の人とその土地を有効活用しようと思っても、その上の住宅の下水道も入ってきてしまったので、そこのところが有効利用できないということなので、それを早いうちにやってもらいたいということなんだけれど、切りまわしの総額的に1億円位になるということだった。その後、何の返事も無くて、今やっているから、ちょっと待って下さいということだったんだが、それ遮断されちゃうと上の方の下水道が流れなくなってしまうので、そこのところ、早めにやってあげて下さいよ。民地の中に公共下水道が入っているということは聞いたことないから。これは、4年前からお願いしている話だから。柴沼部長の手腕でやってもらえよう。これは要望です。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければ、次のイの工事発注状況報告については、各自で、資料に目を通していただくということで、説明は省略いたします。その他、執行部より何かございますか。

○和田道路課長 事前委員会の際に、内田委員からご質問のございました、私有地から市の道路へ張り出した枝などの取り扱いにつきまして、ご説明させていただきます。本日、お配りしております資料をお願いします。道路の通行に支障となります、私有地からの枝や雑草などにつきましては、現在、地元や通行者からのご連絡をいただいた時や道路の巡回などで確認した際に、道路課職員によるお宅への訪問、または、空き地などで土地の所有者が遠方の場合などにつきましては、本日、お配りしております資料を郵送しまして、剪定・伐採のお願いをしているところでございます。また、剪定をお願い

する範囲につきましては、道路構造令などの法令に従いまして、歩道では、地上から2.5メートル、車道で4.5メートルの範囲でございますが、万一、張り出した枝などが原因で事故が発生した際には、当該樹木の所有者が責任を問われることや場合により道路管理者の管理瑕疵が問われた判例もありますことから、市民への周知・啓発につきましては、通報によるお宅訪問のほか、広報紙や土浦市のホームページの活用により、改善のお願いをしているところでございますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

○岡田下水道課長 事前委員会でご質問がありました、合併浄化槽の適用につきましては、資料につきましては、別紙として用意いたしました、土浦市高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付要項をご覧ください。高度処理型浄化槽設置事業費補助金でございますが、事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域以外の地域におきまして、合併浄化槽を設置する場合の補助金でございます。事前委員会でご質問のありました、単独浄化槽の撤去に伴う補助金でございますけれども、補助金の交付要項の第4条でございますように、単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽へ切り替える場合に、単独処理浄化槽を撤去する費用としまして、9万円を超えない範囲で金額を加算するというような要項になってございます。また、高度処理型浄化槽設置につきましてはの補助金は、下記のとおりでございます。次のページをお願いします。下水道・農業集落排水施設接続工事補助制度の拡充でございます。接続工事を行う方に対しまして、65歳以上、又は18歳未満の方がいる世帯で、世帯年収が約600万円未満の世帯に対しまして、単独処理浄化槽の撤去費用等を含めて、上限35万円の補助を行っているところでございます。2枚目のこちらの方は、水道の方の補助金。1枚目の方は単独処理浄化槽から高度処理浄化槽の方へ切り替えるための補助金の要項となっております。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明について、何かご質疑はございますか。

○寺内委員 公道で、高さ4.5メートルのところのケーブルは、電話線とか、電気のケーブル等はそうなんだけれども、ところが、ケーブルテレビのケーブルがちょっと低く、2メートル位の高さのところでは道路を横断しているところがあるので、そういうものはケーブルテレビの方に基準の高さでケーブルを張ってほしいというような行政指導をお願いします。これは要望です。

○小坂委員長 では、要望ということでよろしくをお願いします。

○岡田公園街路課長 事前委員会の方で内田委員の方から、お話がありました入札案件で、常名の暫定広場の整備工事ということで、前回報告させていただいたのですが、この暫定広場なんですけど、別添資料、位置図に暫定利用の箇所は、ブルー色で表示させていただいた2箇所、右側に関しましては、現在、野球場ということで、少年野球、あるいは、グラウンドゴルフ等で利用されております。今回出しました工事につきましては、左側の暫定利用予定地、ちょうど、現在進めております常名虫掛線と今度、隣接する箇所。こちらに、現在買収地の有効利用を図るべく、暫定広場の整備を進めているところでございます。この間の防球ネットの工事では、常名虫掛線の開通前に、隣接している近くに整備を予定しておりますので、防球ネットの工事の方を出させていただいた

訳でございます。もう1枚の図面が整備箇所を拡大しましたものでございます。道路側のブルーの線のところに防球ネットを行う予定で、今回発注いたしました工事につきましては、この半分の60メートルのところでございます。説明の方は、以上でございます。

○小坂委員長 内田委員、よろしいですか。

○内田委員 これ、碎石の駐車場は分かったけれども、この赤いところの多目的広場のところは、何になるの。

○岡田公園街路課長 現在は、土のままです。

○内田委員 これ防球ネットをやるというのは。

○岡田公園街路課長 少年サッカーです。

○内田委員 それは、土の状態で開放するということか。

○岡田公園街路課長 はい。

○小坂委員長 他に、何かございますか。

○内田委員 分かりました。

○小坂委員長 他に、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 ないようでしたら、執行部の方は退席して結構です。お疲れさまでした。

(執行部退席)

○小坂委員長 その他といたしまして、連絡事項が3つございます。まず1つ目が、産業建設委員会と執行部の懇親会について、12月13日(木)午後6時から、かね喜土浦店で行います。会費は7,000円です。2つ目、議員と執行部の懇親会について、議会の最終日の12月18日(火)午後6時から、よし町で行います。会費は9,000円です。両日とも、会費は、委員会積み立てから徴収させていただきます。よろしくお願いいたします。3つ目、委員長報告書の読み合わせについてですが。

(「委員長にお任せ」という声あり)

○小坂委員長 他に何かございますか。なければこれで委員会を閉会いたしますが。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 以上で、産業建設委員会を閉会します。ご苦労様でした。